

大飯発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請(火災感知器増設)に係る確認事項

令和4年1月26日

実用炉審査部門 Aサブチーム

No.	対象資料	事実確認事項
1	資料-1 P.3 (5)設計eの12行目	炉内計装用シンプル配管室に設置する熱感知器について、消防法施行規則第23条第4項どおりに設置する設計と認識していたが、そうではないのか。もし、消防法施行規則第23条第4項どおりに設置できない場合はできない理由と、十分な保安水準①を満足するように設置する場合はどのように設置するのか説明すること。また、当該熱感知器が十分な保安水準①を満足できることをその設置方法を踏まえて説明すること。
2	資料-1 P.7 (2)シャワー室について	シャワー室の入り口扉外側の煙感知器について、十分な保安水準①を満たそうとしているのか、それとも十分な保安水準②を満たそうとしているのか。下記の点を踏まえて、十分な保安水準を満足できる技術的な根拠を説明すること。 ・シャワーを使っていないときに換気扇を使用するかどうか。シャワーを使っていないときも換気扇を使用しているのであれば、換気扇を使っても扉外側の煙感知器に煙が到達することが技術的に説明できるか。 ・シャワー室の扉は常時開放しているのか。また、シャワー室の扉が解放されていなければ、扉外側の煙感知器はシャワー室で発生する火災を検知できないのか。
3	資料-1 P.11	34膜分離活性汚泥処理装置が火災防護上重要な機器(放射性廃棄物の貯蔵等機能)となるのであれば、CVCS脱塩塔及びSFP脱塩塔が火災防護上重要な機器としない理由を説明すること。
4	資料-1 P.29 (b) 第2パラグラフ 3行目	「火災感知器を消防法施行規則に定められた方法又はそれと同等以上の方法により設置すること」とは、火災防護審査基準2.2.1(1)②の設置方法のことを指しているのか、それとも保安水準①を適応する感知器の設置方法を指しているのか。どちらを指しているのか不明確なので、記載ぶりを検討すること。
5	資料-1 P.29 (b) イ.ロ.ハ.ニ.	イ. 2～3行目の「炎感知器」の記載の部分について、これまでの説明では、(a)に感知器の選定について記載し、(b)に設置方法について記載する方針と説明していた。(b)で感知器の具体的な種類を記載する必要があるのか、記載ぶりを検討すること。 ロ.ハ.ニ.も同様の指摘。
6	資料-1 P.29 (b) ハ. 3行目	「異なる2種類の感知器」の記載について、これまでの説明では、感知器の選定は(a)に記載する方針と説明しており、異なる2種類を選定することは、(a)にすでに記載されている。(b)でも重複して記載する必要があるのか、記載ぶりを検討すること。
7	資料-1 P.29 (b) イ.ロ.ハ.ニ.	イ. の3行目、「1種類目の感知器としてアナログ式でない炎感知器を消防法施行規則どおりに設置する設計とする。」の部分について、(b)第1パラグラフに記載されている基本の設置方法なので、(b)第1パラグラフと重複した記載になっているので、記載ぶりを検討すること。 ロ.ハ.ニ.も同様の指摘。
8	資料-1 P.29 (b) イ.ロ.ハ.ニ.	イロハニの各エリアの設置方法のパラグラフについて、エリア名ではなく、それぞれのエリアの環境条件で書き分けた方が明確になるのではないかと。
9	資料-1 P.29 (b) ハ. 2行目	高放射線エリアに感知器を火災防護審査基準どおりに設置できない理由は、個人被ばく線量と集団線量の両方を満たせないためであると説明していたが、基本設計方針には集団線量についての記載がないのはなぜか。許容できない集団線量がどのくらいかという点もわかるように記載ぶりを検討すること。
10	資料-1 P.29 (b) ニ.	海水ポンプエリアの炎感知器を設置していない部分について、火災防護上重要な機器等の設置されているのか、それとも設置されていないのか。また、火災防護上重要な機器等の有無等の条件を踏まえて、海水ポンプエリアの火災区域・火災区画の設定を見直す必要はないのか。
11	資料-1 P.23～24	屋外エリアは、海水ポンプエリアにおいて海水ポンプ周辺以外は設置していないこと、及び空冷DGエリアにおいて感知器に死角があってもよい設計としていることから、そもそも屋外エリアの防護設計は屋内のエリアとは異なる設計をしているように見える。同じ設計方針なのか、それとも異なる方針なのかを明らかにすること。また、異なる場合は、「1. 火災防護設備の基本設計方針」の部分で、屋外の火災区画の防護方針について整理したほうが分かりやすいのではないかと、記載ぶりを検討すること。加えて、下記の点についても、併せて説明すること。 ・新規制基準の審査においてどのように説明していたのか。 ・火災防護計画や保安規定等で屋外のエリアの火災防護方針を示しているのあれば、それらを文書の該当箇所。
12	資料-1 P.29 (b) ニ.	海水ポンプエリアにおいて炎感知器を海水ポンプ周辺に死角なく設置している一方で、空冷DGエリアにおいては感知器に死角があってもよい設計としている。2つのエリアの防護設計に違いがあるのか。もし、違いがあるのであれば、基本設計方針で書き分けること。